

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証について

被保険者証が変わります
新しい被保険者証(若草色)について

平成24年7月下旬に、ご自宅に郵送(簡易書留)させていただきます。
ピンク色の被保険者証は、平成24年8月1日以降ご使用になれません。
新しい被保険者証(若草色)が届きましたら、8月1日以降にピンク色の被保険者証は町民保険課窓口へ返却するか、または破棄してください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。
原則7月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を町民保険課から送付します。

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。
※平成24年度の保険料から、改定による新保険料になります。



《住民税非課税世帯に属する被保険者が入院するときは…》

入院の際に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、食事代が減額されます。
この認定証の交付を受けるには、申請が必要です。町民保険課へ申請してください。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 39,120\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額等} \times -33\text{万円}) \\ \times 7.55\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料額} \\ (\text{限度額} 55\text{万円}) \end{matrix}$$

※総所得金額等とは
・各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。
・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
・各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等)は適用されません。

◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減【均等割の軽減】

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	9割	3,912円
33万円以下	8.5割	5,868円
33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円以下	5割	19,560円
33万円+被保険者数×35万円以下	2割	31,296円

○保険料の軽減措置
所得の低い世帯に属する方は、左記の基準により均等割額が軽減されます。

【注1】世帯は4月1日(年度途中で資格取得された方は資格取得日)時点での状況で判定されます。
【注2】65歳以上の方の年金所得は通常の公的年金控除以外に15万円を控除し計算されます。
【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。
【所得割の軽減】
基準所得金額(所得割の計算の基礎となる総所得金額等-33万円)が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。(収入が年金のみの方の場合、153万円を超え211万円以下の方が対象となります)

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(※)の被扶養者であった方に対する軽減

被保険者均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいいます。市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、お手続きをおかけしますが、町民保険課にお知らせください。

○保険料の減免・徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方(概ね生活保護基準に準じる程度の場合)は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。(町民保険課にご相談ください。)

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収(年金からの天引き)となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。
※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きされます。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きさせていただきます額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

外来診療における高額療養費の外来現物給付化

「高額療養費の外来現物給付化」とは、外来診療を受けた場合に医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができる仕組みをいいます。

○自己負担限度額(1ヶ月当たり)

区分	自己負担限度額
住民税非課税世帯の方	8,000円
住民税課税世帯の方(1割負担)	12,000円
住民税課税世帯の方(3割負担)	44,400円

「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。町民保険課に申請してください。町民保険課等で被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証を提示してください。
・住民税課税世帯の方：手続きは不要です。医療機関等で被保険者証を提示してください。
○同一月に複数の医療機関等を受診した場合
複数の医療機関等を受診した場合は、それぞれの医療機関等ごとに外来の高額療養費の算定をするようになります。そのため複数の医療機関等での合計負担額が自己負担限度額を超えた場合は、従来どおり高額療養費として支給します。

○対象となる医療機関等
保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療となります。(柔道整復、鍼灸、あん摩マツサージの施術は対象外です。)

三重県後期高齢者医療広域連合事業課 被保険者証・保険料関係 TEL 059・221・6883
高額の療養費・健康診査・医療費通知関係 TEL 059・221・6884
川越町役場町民保険課 TEL 366・7115